

### 経営力の向上を支援する 中小企業等経営強化法

税理士法人アフィックス（商工研相談業務委嘱先）公認会計士・税理士

金子尚貴

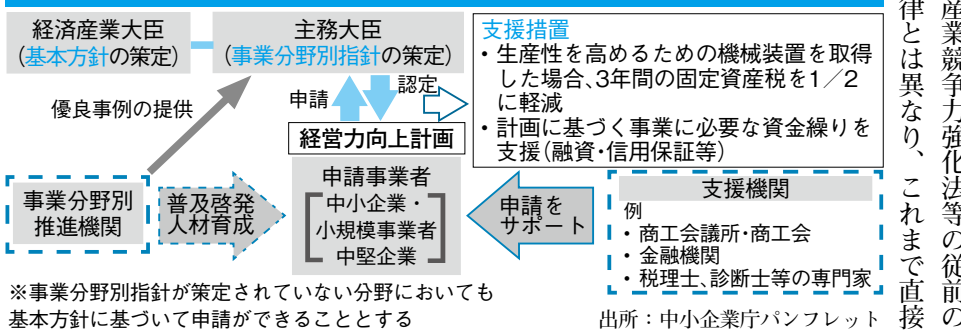


**Q** 七月から中小企業等経営強化法が施行されたと聞きました。どのように適用すればよいか教えてください。

**A** 1. 中小企業等経営強化法とは  
正式名称は、「中小企業等の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」といいます。

労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応し、中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営強化を図るために制定された法律です。中小企業・小規模事業者・中堅企業を対象として、各事業所管大臣による事業分野別指針の策定や、中小企業・小規模事業者等への固定資産税の軽減や金融支援等の特例措置を規定しています。

図表① 中小企業等経営強化法の仕組み



的な支援対象にしていなかった本業の成長を生産性の向上により実現し、支援していくことが本法律の特徴です。  
具体的なスキームは図表①のとおりです。

2. 経営力を向上させるための七つの優遇措置

中小企業等経営強化法には、経営力向上計画の作成または実施を要件として、次の七つの優遇措置があります。

ここでの経営力向上計画とは、人材育成・コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画をいいます。

(1) 商工中金による低利融資

経営力向上計画を作成した場合に、商工中金独自の融資制度によって低利融資を受けること

が可能となります。

(2) 中小企業信用保険法の特例

経営力向上計画の新事業活動に該当する事業の実施にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠

図表② 優遇措置の対象範囲

	中小企業者等			
	[ア]中堅企業等	[イ]中小企業者	[ウ]中小事業者等	[エ]小規模事業者
(1)、(6)	○	○	○	○
(5)	○	×	△[イ]該当者を除く	×
(2)、(3)、(4)	×	○	△[イ]該当者のみ	○
(7)	△[ウ]該当者のみ	△[ウ]該当者のみ	○	△[ウ]該当者のみ

[ア] 資本金10億円以下の会社または従業員数2,000人以下の会社、および個人（[イ]に該当する者を除き、医療法人やNPO法人等を含む）

[イ] 業種ごとに定められた資本金または従業員数の要件を満たすもの

[ウ] 資本金または出資の総額が1億円以下（資本または出資を有しない場合は従業員1,000人以下）

[エ] 商業・サービス業の場合は従業員数5人以下、製造業その他事業の場合は従業員数20人以下

の追加保証や保証枠の拡大を受けることができず。

### (3) 中小企業投資育成株式会社法の特例

資本金額三億円超の株式会社は従来、中小企業投資育成株式会社への投資対象外とされていましたが、経営力向上計画の認定を受けることによって投資対象に加えられます。

### (4) 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット（債務保証）

### (5) 中小企業基盤整備機構による債務保証

### (6) 食品流通構造改善機構による債務保証

### (7) 固定資産税の軽減措置

また、各優遇措置の対象範囲は図表②のとおりです。

### 3. 固定資産税の軽減措置

固定資産税の軽減措置とは、経営力向上計画の認定を受けた事業者が、平成二十八年七月一日から平成三十一年三月三十一日までに取得した機械装置について、取得の翌年度から三年間、固定資産税が二分の一に軽減される規定をいいます。要件は次

のとおりです。

- ・販売開始から十年以内のもの
- ・旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
- ・一台または一基の取得価額が百六十万円以上であること
- ・中古資産でないこと

これらの要件は、生産性向上設備投資促進税制のA類型と類似した要件となっていますが、生産性向上設備投資促進税制と違い、最新モデル要件はありません。また、適用にあたっては、要件を満たすことの証明書を設備メーカーを通じて入手する必要があります。

なお、固定資産税の軽減については、補助金を受けた設備や他の税制（生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制等）の適用を受けた資産でも重複適用が可能です。

固定資産税の軽減措置にかかるときの流れは以下のとおりです。

- ① 工業会等による証明書を設備メーカーを通じて入手
- ② 事業所管大臣に当該設備の取得を含む経営力向上計画を提出し、認定を受ける

この際、工業会等による証明書を添付します。また、申請書には以下の事項を記載します。

- ・現状の事業概要や商品・顧客の動向、自社の経営状況
- ・経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
- ・経営力向上の内容
- ・経営力向上実施のために必要な資金の額及びその調達方法
- ・経営力向上設備等の種類や金額

### ③ 償却資産税の申告期限（翌年一月末）までに工業会等による証明書・認定書・申請書の写しを市町村等に提出

機械装置の取得後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から六十日以内に計画が受理される必要があります。また、機械装置の取得後、年末までに計画の認定が受けられない場合には、固定資産税の減税期間が二年となってしまうため、留意が必要です（図表③）。

いずれの場合にも、計画の申請時には証明書の添付が必要となり、この証明書の発行には二カ月程度かかる場合もあるとの

ことですので、スケジュール調整が必要となります。

この申請に際して、税理士や金融機関等の支援機関のサポートは必須ではなく、自社でも申請を行うことが可能です。設備投資をされる際には、ぜひ適用をご検討ください。

図表③ 固定資産税軽減措置の手続きの流れ

#### ■設備の取得および計画の申請・認定の一般的なフロー

施行日	証明書取得	計画申請	計画受理	計画認定	固定資産取得	固定資産税特例申請
7月1日					～12月31日	～翌年1月31日

#### ■計画申請の前に設備を取得した場合のフロー

施行日	固定資産取得	証明書取得	計画申請	計画受理	計画認定	固定資産税特例申請
7月1日	取得から60日以内					～翌年1月31日